

農福連携の取組状況について(令和6年度実績及び令和7年度施策)



高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課、障害保健支援課
農業振興部 環境農業推進課

令和6年度の各種施策の実績①

意識醸成・啓発

- **農福連携サミット【R6年:1回】**(環境農業推進課)
令和6年8月1日 農福連携高知県サミットinあき 参加者:約70人
- **農福連携マルシェ【R6年:3回】**(障害保健支援課)
令和6年12月8日 こころんミニマルシェ (東洋電化中央公園) 出店者:11事業者
令和6年12月21日 農福ミニマルシェ@クリスマスマーケット 出店者:7事業者
2024 in 高知 (東洋電化中央公園)
令和7年3月8日、9日 こうち農福つながるマルシェ (イオンモール高知) 出店者:11事業者
来場者:約5,100人
- **農作業体験会【R6年:21回】**(環境農業推進課)
野菜や果樹の摘葉、収穫、パック詰めなど 参加者:207人 (香美市、須崎市、四万十町など)
- **農福連携認証取得者【R6年:5者】**(障害保健支援課)
令和6年11月6日 こうち絆ファーム (安芸市)、エンジェルガーデン南国 (南国市)
令和7年1月30日 長野農園 (安芸市)
令和7年3月24日 いわた農園 (高知市)、市川ファーム (須崎市)

令和6年度農福連携マルシェ来場者アンケート（一部抜粋）

こうち農福つながるマルシェ 来場者アンケート

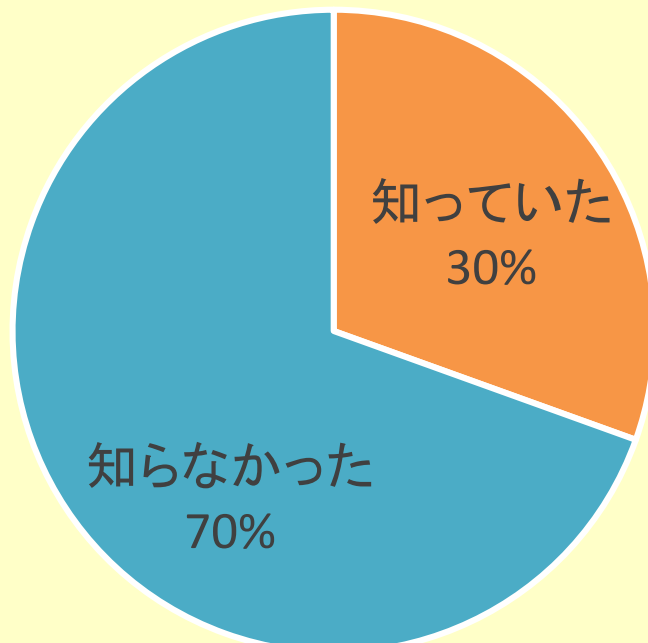
開催日程：令和7年3月8日（土）、9日（日）10:00～15:00

開催場所：イオンモール高知セントラルコート

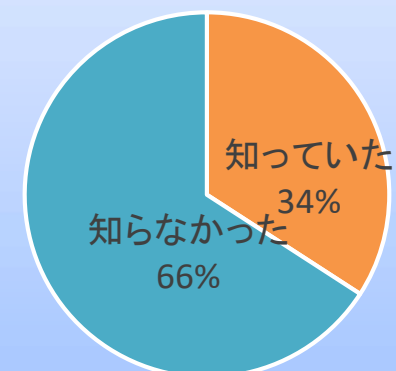
回答者数：200人

農福連携という言葉を知っていましたか？

知っていた	61	30.5%
知らなかった	139	69.5%



<参考>
令和5年度 マルシェ 来場者アンケート



令和6年度の各種施策の実績②

職業準備・マッチング支援

<<施設外就労>>

- **農福連携促進コーディネーター**(障害保健支援課)
訪問事業所等数:371件、マッチング:4件

<<一般就労>>

- **就労体験拠点設置事業**(障害保健支援課)
就労体験:15件
- **就労体験拠点設置事業**(地域福祉政策課)
就労体験:26件
- **実践能力習得訓練**(障害保健支援課)
訓練生(農福関係):2人
(うち修了:2人、雇用:2人)
- **試行就労受入体験**(環境農業推進課)
対象者:4人
- **生活困窮者就労準備支援事業**(地域福祉政策課)
就労体験:1件

定着支援

- **農福連携就労定着サポーター**(環境農業推進課)
サポート対象:6件
サポート回数:11回

人材育成

- **農福連携技術支援者育成研修**(環境農業推進課)
9月25日～10月16日 座学研修 (eラーニング)
10月17、18、21、22日 実地研修
農福連携技術支援者認定:10人

農福連携支援会議等の活性化

津野町	2回	佐川町	1回
土佐市	5回	合計	12回
仁淀川町	3回		
四万十町	1回		

※各事業の実績は農福関係の数値

これまでの農福連携の実績 (R4～R6)

農業分野で就労する障害のある人等の推移

(単位:人)

農振センター ・普及所単位	農業者等						JA集出荷場						合計		
	直接雇用 (※1)			作業受委託 (※2)			直接雇用 (※1)			作業受委託 (※2)			R5.3	R6.3	R7.3
	R5.3	R6.3	R7.3	R5.3	R6.3	R7.3	R5.3	R6.3	R7.3	R5.3	R6.3	R7.3			
1 安芸	39	43	35	489	1,048	985	12	17	8	11	95	90	551	1,203	1,118
2 中央東	20	16	15	157	96	146	11	10	5	7	7	28	195	129	194
3 嶺北	1	1	1	50	41	32	1	0	0	0	0	7	52	42	40
4 中央西	2	6	5	13	28	33	2	1	1	32	47	42	49	82	81
5 高知	6	7	7	276	229	206	3	3	3	88	148	112	373	387	328
6 高吾	24	39	32	148	270	169	1	1	0	5	0	0	178	310	201
7 須崎	1	0	0	67	85	130	3	3	3	37	35	38	108	123	171
8 高南	1	1	0	18	25	40	1	2	1	26	21	13	46	49	54
9 幡多	8	2	4	81	84	79	0	0	0	4	0	7	93	86	90
合計	102	115	99	1,299	1,906	1,820	34	37	21	210	353	337	1,645	2,411	2,277

※1:障害のある人等が農業者等に就職して、労働契約を結んで働く。

※2:就労継続支援事業所と農業者等が作業受委託契約を結び、施設外就労(圃場等での作業)や施設内就労(袋詰め等)を行う。

※施設内就労の割合が多いため施設内就労の推進により農業分野における労働力の確保及び障害のある人の就労の場の確保が有効と考えられる。

取組推進のための体制①

～農福連携支援会議(プラットフォーム)について～

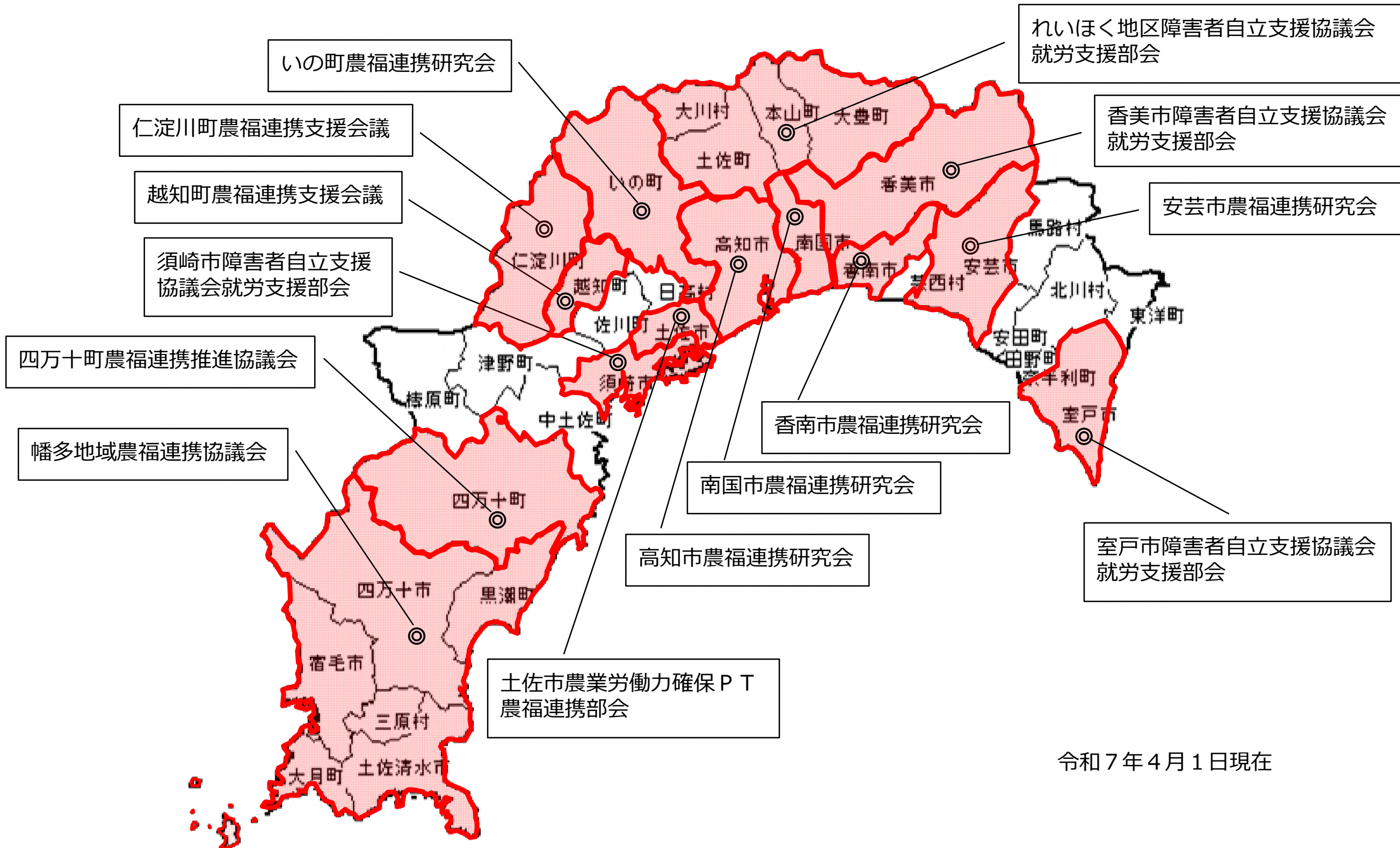
■設置状況

県内14地域(22市町村)【令和7年4月1日現在】
(高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、
香南市、香美市、いの町、仁淀川町、越知町、四万十町、
幡多地域、嶺北地域)

■役割

地域地域で農業・福祉・行政機関等が連携し、農福連携に係る意識醸成からマッチング支援、定着支援まで切れ目のない支援を行う。

農福連携支援会議(プラットフォーム)設置状況



令和7年4月1日現在

令和7年度の各種施策①

意識醸成・啓発

- **農福連携サミット【R7年:2回】**(環境農業推進課)
農業関係者及び福祉関係者をはじめとする多くの県民に農福連携の取組を理解してもらうとともに、関心を深めてもらうため、有識者による講演や実際に農福連携に取り組む農家等による事例発表等を実施する。
- **農作業体験会【R7年:25回】**(環境農業推進課)
実際の農作業を障害者等が体験することで、作業内容の理解につなげる。
- **農福連携認証取得支援事業費補助金**(障害保健支援課)
ノウフクJAS認証を取得する就労継続支援事業所等を支援する。

令和7度の各種施策②

職業準備・マッチング支援

＜＜施設外就労＞＞

- **農福連携促進コーディネーター【R7年:3カ所】**(障害保健支援課)
農家等と就労継続支援事業所による作業請負のマッチング等を支援する。

＜＜一般就労＞＞

- **就労体験拠点設置事業【R7年:3カ所】**(障害保健支援課)
就労体験を通じて、障害のある人に「働ける自信」を持っていただくことで、一般就労を目指す。
- **就労体験拠点設置事業【R7年:3カ所】**(地域福祉政策課)
就労体験を通じて、ひきこもりの人等に「働ける自信」を持っていただくことで、一般就労を目指す。
- **実践能力習得訓練**(障害保健支援課)
求職障害者を対象とした民間企業等での実践的な職業訓練を行う。
- **試行就労受入体験【R7年:8件】**(環境農業推進課)
新たに障害者等の受入に理解を示した農家等が、試行的に障害者等を受け入れる場合にかかる経費を助成する。
- **生活困窮者就労準備支援事業**(地域福祉政策課)
就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を実施する。

令和7年度の各種施策③

定着支援

- **農福連携就労定着サポーター**(環境農業推進課)

農業分野で就労した障害者等や障害者等を雇用した農家等への指導・助言を通じて、障害者等の就労定着を支援する。

人材育成

- **農福連携技術支援者育成研修**(環境農業推進課)

農業・福祉双方の専門知識を有し、農福連携を実践する手法を具体的に助言・指導できる専門人材を育成する。

受講者:9名 ※各地区の農福連携支援会議構成メンバーほか、農福に携わる方・関心のある方等

農福連携支援会議等の活性化

- **農福連携推進アドバイザー**(障害保健支援課)

農福連携の取り組みを推進するための知識や技術を有する農福連携の先進地域等の関係者をアドバイザーとして派遣し、地域の農福連携支援会議等の関係者に対して助言等を行う。

農福連携支援事業（ノウフクJAS認証取得支援補助金）について

ノウフクJASとは

- ノウフクJASとは、**障害者が生産工程に携わって生産した生鮮食品及びこれらを原材料とした加工食品並びに観賞用の植物の農林規格正式名称「障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の農林規格（平成31年3月29日農林水産省告示594号）」**

認証取得支援の必要性

- 認証を取得していない農福連携で生産された農産物**は、一般的な農産物と見分けがつかないことから**県民(消費者)に訴求できない**。

- 「**農福連携**」という社会的な価値を可視化して一般生産物と差別化し、**県民に対する訴求力の増大**を図ることで、**事業所が生産する農産物及び加工品の売り上げ増及び工賃向上につなげる**。

認証対象品目

■ノウフク生鮮食品

生産の主要な工程に障害者が関わって生産された農林水産物のうち未加工の生鮮食品
(取得可能事業者例:農福連携に取り組む農業者及び就労継続支援事業所 など)

■ノウフク加工食品

ノウフク生鮮食品を原材料に一種類以上使用した加工食品
(取得可能事業者例:食品加工事業者、農福連携や食品加工に取り組む就労継続支援事業所 など)

JAS認証を取得するには

- 1 JAS認証について理解
- 2 審査を依頼するJAS認証機関を選択
- 3 講習会を受講する
- 4 JAS認証機関へ申請書を提出
- 5 書類審査・実地検査
- 6 判定
- 7 認証取得

【認証機関】

一般社団法人日本基金、
特定非営利活動法人環境保全米ネットワーク、
株式会社ACCIS、
株式会社オーガニック認定機構

【認証等に要する費用】

- ①認証手数料:約18万円
- ②監査手数料:約10万円(検査4時間以上)

【R6実績】

申請事業者：5事業者

補助事業の概要

■ノウフクJAS認証の新規取得の登録に係る支援事業

○補助要件

- ①県内の就労継続支援事業所または農業者等（農業者で組織された団体含む）が、ノウフクJAS認証の新規取得をする事業
- ②県内に製造施設を有する加工食品製造者が、県内の農地で生産される農産物を対象に実施する事業で、ノウフクJAS認証の新規取得をする事業

○補助率等

- ・ノウフクJAS認証の新規取得の登録に要した検査費用の3分の2以内（上限額:15万円/認証）

■ノウフクJAS認証の更新（技術的基準に関する適合の検査）に係る支援事業

※認証日から1年以内、以降、前回調査から1年以内をめどに実施

○補助要件

- ①県内に住所を有する就労継続支援事業所または農業者等若しくは加工食品製造者が実施する事業であること。
- ②ノウフクJAS認証の更新を受けるものであって、その検査により技術的基準に適合している旨の確認を受けたものであること。

○補助率等

- ・ノウフクJAS認証の更新に要した検査費用の3分の2以内（上限額:10万円/回）
- ・新規取得後2回目までの定期的な検査に限る。

■ノウフクJAS製品の販路拡大に係る支援事業

○補助要件

- ①県内に住所を有する就労継続支援事業所または農業者等若しくは加工食品製造者でノウフクJAS認証取得事業者であること。
- ②ノウフクJAS製品の販路拡大を目的に商談会等へ出展する事業

○補助率等

- ・ノウフクJAS製品の販路拡大を目的とした商談会等への出展に係る費用の3分の2以内（上限額:10万円/回）

農福連携等推進ビジョン(一部抜粋)

農福連携を、ユニバーサルな取組として、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象を広げ、また、その分野も農業のみならず林業や水産業に広げる農福連携等を推進していくことも、引き続き重要である。

こうした農福連携等は、平成 27 年に国連が定めた S D G s (持続可能な開発目標) の「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長及び働きがいのある人間らしい仕事の推進」にも通じる取組であり、障害者を始めとした社会的に支援が必要な者(以下「障害者等」という。)を含む、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に資する取組である。

包括的な支援体制と農福連携について

農福連携は、包括的な支援の出口支援（就労支援）の一つとして有効。

- ①複合的な課題を抱えた人を断らない相談窓口で受け止める。
- ②多機関協働による支援チームや農福連携支援会議につなぐ。
- ③多機関が協働して支援策を検討し、多様な就労先や居場所につなぐ。



【社会福祉法（参考）】

■市町村の包括的な支援体制づくりが努力義務化（第106条の3）

■市町村の地域福祉計画に、包括的な支援体制の整備の事項を盛り込むことが努力義務化（第107条）

包括的な支援体制のイメージ(農福連携)

※以下イメージ中、「Point」に係る人員配置については、国の重層的支援体制整備事業による財政支援措置あり

